

# 就労誓約書

## (施設等利用給付認定中で離職した場合)

私は、児童の施設等利用給付認定申請にあたり、以下の内容について誓約します。

### 施設等利用給付認定中で離職した方

離職(※)から3か月以内に就労(月64時間以上)し、勤務証明書を提出しますので、児童の施設等利用給付認定の継続を希望します。

(雇用保険を受給される場合は、雇用保険受給終了日から3か月以内に就労)

離職(廃業)年月日 平成・令和 年 月 日

(雇用保険を受給しますか はい・いいえ・わからない)

← 「はい」の場合は受給終了年月日 令和 年 月 日

(雇用保険受給者証の両面コピーが必要。)

※「通学や介護などの終了」から「就労予定」へ切り替える場合も含む。

なお、3か月以内に就労せず、勤務証明書を提出しない場合には、施設等利用給付認定を取り消しされても異議はありません。

※雇用保険受給期間中と雇用保険受給終了日から3か月以内までが認定期間となります。  
(例えば11月1日に雇用保険受給が終了した場合、2月1日時点で就労していなければ、2月1日以降は認定取り消しとなります。)

令和 年 月 日

(宛先) 宝塚市長

住所 宝塚市

氏名

児童氏名	利用中の施設名
(H・R 年 月 日生)	
(H・R 年 月 日生)	